

所管部課	子ども未来部 子育て支援課		部長	松本 幹男	
件名	令和5年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業				
	実施要綱の全部改正について	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	財政課、デジタル政策課、課税課、障害福祉課、会計課			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和5年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱については、令和5年5月2日に開催した庁議において報告し、同日付で要綱を定めたところである。</p> <p>今回、国から令和5年5月10日付で、追加する支給対象者に関する情報が得られたことから、令和5年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の全部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>支給対象者</p> <p>【改正前】</p> <p>令和5年3月分の児童扶養手当の受給者</p> <p>【改正後】</p> <p>①令和5年3月分の児童扶養手当の受給者</p> <p>②公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者で、当該手当の所得制限を下回る者</p> <p>③ひとり親世帯で、食費等の物価高騰の影響を受け、収入が児童扶養手当の支給要件と同様の水準まで家計が急変した者</p> <p>(2) 支給額 児童1人につき5万円</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>ひとり親世帯の生活を支援することにより、福祉の増進を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月10日 東京都を通じ、令和5年4月10日付子ども家庭庁通知を収受 令和5年4月14日 令和5年度一般会計補正予算（第1号）専決処分 令和5年5月 2日 令和5年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給実施要綱について庁議付議 令和5年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給実施要綱の制定、施行 令和5年5月10日 東京都を通じ、追加する支給対象者等の通知を収受 					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。